

北海道告示第10801号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
令和6年（2024年）5月9日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 入札に付す事項
 - (1) 契約の目的の名称
ア 道有地（瀬棚郡今金町字今金117番6）境界確定測量業務 一式
イ 道有地（中川郡池田町字旭町5丁目17番7、9、10）境界確定測量業務 一式
 - (2) 契約の目的の仕様等
道有地境界確定測量作業特記仕様書による。
 - (3) 契約期間
契約締結日の翌日から令和6年（2024年）9月30日まで
 - (4) 履行場所
ア 瀬棚郡今金町字今金117番6
イ 中川郡池田町字旭町5丁目17番7、9、10
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 令和6年（2024年）5月9日付け北海道告示第10796号に規定する次に掲げる業務の資格を有すること。
ア 道有地（瀬棚郡今金町字今金117番6）境界確定測量業務
イ 道有地（中川郡池田町字旭町5丁目17番7、9、10）境界確定測量業務
 - (2) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定する土地家屋調査士、同法第26条に規定する土地家屋調査士法人又は同法第63条に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会のいずれかであること。
- 3 制限付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（1）及び（2）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 令和6年（2024年）5月9日から令和6年（2024年）5月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部イノベーション推進局財産課財産制度係
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道総務部イノベーション推進局財産課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階7号会議室
（郵送による場合は、北海道総務部イノベーション推進局財産課財産制度係）
 - (2) 入札日時
令和6年（2024年）6月11日（火）午後1時30分
（郵送による場合は、令和6年（2024年）6月10日（月）必着）
 - (3) 開札場所
（1）に同じ。
 - (4) 開札日時
（2）に同じ。
- 6 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 契約保証金
 - (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
 - (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。
- 8 郵送等による入札の可否

- 認める。
- 9 落札者の決定方法
地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 11 契約書作成の要否
要
- 12 その他
(1) 無効入札
開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称
北海道総務部イノベーション推進局財産課
イ 所在地
札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電話番号
011-204-5056（直通）
(4) 前金払
前金払はしない。
(5) 概算払
概算払はしない。
(6) 部分払
部分払はしない。
(7) 所得税等の控除
契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。
(8) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
(9) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
(10) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
(11) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
(12) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。